

第49回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年11月27日（金曜日）
午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

場 所

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール

お土産の配布を取り止
めさせていただいてお
ります。何卒ご理解く
ださいますようお願い
申し上げます。



株式会社 大 庄

（証券コード：9979）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面により事前の議決権行使をいただき、ご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。
また、**会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため議場への入場をお断りする場合がございます。**
- ・当日は非接触型体温計による検温の実施、マスクの着用、アルコール消毒等にご協力をお願いいたします。
また、体調不良と見受けられる方の議場への入場をお断りする場合がございます。

目 次

● 第49回定時株主総会招集ご通知	… 1
● 事業報告	… 3
● 連結計算書類	… 15
● 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	… 17
● 監査役会の監査報告書	… 19
● 計算書類	… 20
● 会計監査人の監査報告書	… 22
● 株主総会参考書類	… 24
第1号議案	利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件
第2号議案	取締役3名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株 式 会 社 大 庄
代表取締役社長 平 了 寿

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。また、会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため議場への入場をお断りする場合がありますことをご通知申し上げます。

後記株主総会参考書類をご検討くださいます、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年11月26日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月27日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
[会場が前回と異なっておりますので、末尾に記載の「第49回定時株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。]
※お土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 (1) 第49期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第49期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限：2020年11月26日（木曜日）午後5時50分到着分まで

(2) 株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



株主総会
開催日時：2020年11月27日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

(3) その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる開示について

本招集通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daisyco.jp/company/ir/stock.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表 ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

(5) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daisyco.jp/company/ir/stock.html>）に掲載させていただきます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策・金融政策の効果を背景に、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、景気の先行きは極めて厳しい状況にあります。外食業界におきましては、相次ぐ自然災害等の影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府・自治体からの外出自粛要請や営業時間短縮要請等の影響もあり、引き続き厳しい環境が続いております。

このような状況下において、当社グループは、「日本の台所」の役割を果たしていくとともに、企業価値の向上を目指し、各種施策に取り組んでまいりました。しかしながら、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の深刻化に伴い、4月7日に政府から発出された「緊急事態宣言」を受け、居酒屋系飲食店等のほぼ全店につきまして臨時休業を実施いたしました。5月下旬より段階的に緩和・解除された自粛要請等に合わせ順次営業再開をしてまいりましたが、一部営業時間の制限を設けて営業する等の対応をしてまいりました。現在、店舗営業にあたりましては、「お客様用の手指消毒用アルコール設置」「従業員のフェイスシールド、マスクの着用、手洗い徹底、店内換気」等、衛生管理や感染拡大防止策の徹底に努めており、6月以降は新たな営業施策としてテイクアウト・デリバリーサービスへの本格的な取組みを開始しております。

店舗展開におきましては、新規出店を6店舗、店舗改装を21店舗、店舗閉鎖を23店舗で行った結果、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、前年同期末に比べ17店舗減少の471店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や170店舗、日本海庄や54店舗、大庄水産41店舗、とり家とび寿24店舗、築地日本海16店舗、満天酒場16店舗、やるき茶屋12店舗、ランプキャップ12店舗、築地寿司岩9店舗、塩梅9店舗、呑兵衛9店舗、カラオケ業態50店舗、その他業態49店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は115店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ26.6%減少の44,827百万円となりました。

利益面につきましては、営業損失は3,311百万円（前年同期は営業利益734百万円）、経常損失は3,253百万円（前年同期は経常利益805百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業期間および営業時間の短縮中に発生した店舗運営にかかる固定費を特別損失に計上したことなどが影響し、6,308百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益150百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請等による営業時間短縮および店休の実施等が影響し、当社グループの既存店売上高が対前年比66.6%と大幅に減少した結果、売上高は前年同期に比べ34.9%減少の30,632百万円となりました。

<卸売事業>

グループ外部取引先への食材等卸売が増加したことにより、売上高は前年同期に比べ9.5%増加の4,585百万円となりました。

<不動産事業>

所有不動産の有効活用によって家賃収入が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ3.0%増加の1,178百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

飲食事業と同様に一部店舗において臨時店休および営業時間の短縮等、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高は前年同期に比べ22.3%減少の364百万円となりました。

<運送事業>

物流子会社が行うグループ外部取引先への配送業務が増加したことにより、売上高は前年同期に比べ0.8%増加の7,679百万円となりました。

<その他事業>

売上高は前年同期に比べ29.7%減少の387百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
庄 本 海 庄 産 海 寿 屋 岩 茶 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	15,540	25.5	10,417	23.2	△5,122	△33.0
日 本 海 庄 産 海 寿 屋 岩 茶 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	9,550	15.6	5,004	11.2	△4,546	△47.6
大 庄 水 産 海 寿 屋 岩 茶 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	4,924	8.1	3,298	7.4	△1,625	△33.0
築 地 日 本 海 寿 屋 岩 茶 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	2,365	3.9	1,652	3.7	△713	△30.1
と り 家 彙 び 寿 屋 岩 茶 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	1,432	2.3	1,085	2.4	△346	△24.2
や る き 茶 屋 岩 茶 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	1,513	2.5	888	2.0	△624	△41.3
築 地 寿 司 天 酒 場 衛 梅 業 他	1,075	1.8	813	1.8	△261	△24.4
R U M P C A P 天 酒 場 衛 梅 業 他	1,204	2.0	775	1.7	△429	△35.6
満 天 酒 場 衛 梅 業 他	545	0.9	669	1.5	124	22.7
呑 兵 衛 梅 業 他	648	1.1	461	1.0	△187	△28.9
塩 兵 衛 梅 業 他	610	1.0	369	0.8	△241	△39.5
カ ラ オ ケ 業 他	3,827	6.3	2,370	5.3	△1,457	△38.1
そ の 他 業 他	3,826	6.3	2,825	6.3	△1,000	△26.2
飲 食 事 業 計	47,065	77.1	30,632	68.3	△16,433	△34.9
卸 売 事 業 計	4,186	6.8	4,585	10.2	399	9.5
不 動 産 事 業 計	1,143	1.9	1,178	2.6	34	3.0
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業 計	468	0.8	364	0.8	△104	△22.3
運 送 事 業 計	7,617	12.5	7,679	17.1	62	0.8
そ の 他 事 業 計	551	0.9	387	0.9	△163	△29.7
合 計	61,032	100.0	44,827	100.0	△16,205	△26.6

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,636百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が1,438百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が197百万円であります。

なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開店月	店名	店舗名
1	2019年10月	羊肉酒場 悟大	熊本 下 通
2	2019年10月	庄 や	花小 金井 北 口
3	2020年2月	庄 や	生 田
4	2020年6月	とり家 糸 び 寿	シ ャ ミ ネ 松 江
5	2020年6月	満 天 酒 場	蒲 田 西 口
6	2020年6月	しゃぶしゃぶドレミ	蒲 田 西 口

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期運転資金および新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、金融機関より8,800百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の動向が不透明であり、外食業界においては売上回復に相当の時間を要することが想定されます。

この様な環境下において、当社グループといたしましては、「食」に携わる企業として「日本の台所」の役割を果たしていくとともに、企業価値の向上を目指し、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

具体的に対処すべき課題としては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策を継続するとともに、テイクアウト・デリバリーサービスの推進、外販事業の強化、宴会を含めた店舗利用の在り方へのフレキシブルな対応強化、全社的な経費削減への取組み、リブランディングの推進継続などに取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、これらの施策を重視して実施することにより、着実に収益力の向上を図りたいと考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第46期 (2017年8月期)	第47期 (2018年8月期)	第48期 (2019年8月期)	第49期 (2020年8月期)
売上高(百万円)	63,957	61,503	61,032	44,827
経常利益または経常損失(△)(百万円)	382	393	805	△3,253
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	△438	202	150	△6,308
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△21円19銭	9円78銭	7円26銭	△300円61銭
総資産(百万円)	39,250	42,511	42,805	40,799
純資産(百万円)	22,486	22,409	22,671	16,133
1株当たり純資産	1,078円3銭	1,073円70銭	1,070円34銭	768円65銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社 ディ・エス物流	百万円 99	% 100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物・水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	100.0	不動産事業および害虫防除事業
株式会社 光寿	10	80.0	食器・調理備品類の販売

(注) (株)アサヒビジネスプロデュースは、2020年8月31日付の株式取得により100%子会社となりました。

(7) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

当社グループは、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送事業、その他サービス事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲食事業：飲食店舗チェーンの展開
- ② 卸売事業：生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店等への食材卸
- ③ 不動産事業：不動産の賃貸・管理、賃借店舗物件の転貸
- ④ フランチャイズ事業：フランチャイズ店およびボランタリーチェーン店への経営指導等
- ⑤ 運送事業：食材等の運送
- ⑥ その他事業：食器・調理備品類の販売

(8) 主要拠点等（2020年8月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所および工場の状況
本社 社 東京都大田区大森北一丁目1番10号
D S ・ L ヘッドクォーター羽田 東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
名古屋物流センター 愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号
- ② 子会社の事業所および工場
株式会社ディ・エス物流本社 東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
米川水産株式会社本社および加工場 東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社 東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
株式会社光寿本社 東京都大田区東糀谷六丁目1番27号

③ グループ店舗
 ・直営店……………471店舗 ・フランチャイズ店……………115店舗

都道府県		直営店	フランチャイズ店	合計
東	都	196	29	225
神	道	77	4	81
埼	府	24	52	76
千	県	44	3	47
静	京	18	1	19
愛	奈	12	1	13
群	川	9	3	12
長	玉	6	6	12
柄	葉	0	10	10
茨	岡	7	2	9
福	知	7	0	7
新	馬	6	0	6
三	野	6	0	6
長	木	6	0	6
北	城	4	0	4
青	島	4	0	4
石	瀧	4	0	4
大	重	4	0	4
山	崎	4	0	4
岩	海	1	3	4
富	森	3	0	3
兵	川	3	0	3
山	阪	3	0	3
福	梨	3	0	3
島	手	3	0	3
熊	形	3	0	3
岐	山	3	0	3
岡	庫	3	0	3
広	口	3	0	3
京	岡	3	0	3
宮	根	3	0	3
滋	本	2	1	3
香	阜	2	0	2
高	山	2	0	2
佐	島	1	0	1
	都	1	0	1
	府	1	0	1
	県	1	0	1
	計	1	0	1
合	計	471	115	586

(9) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
飲 食 事 業	1,753	△50	44.8	11.4
卸 売 事 業	46	△20	43.4	12.1
不 動 産 事 業	28	1	40.0	9.3
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	10	1	46.2	11.0
運 送 事 業	566	39	42.7	6.5
そ の 他 事 業	176	△15	43.9	12.2
合 計 ま た は 平 均	2,579	△44	44.2	10.4

- (注) 1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数1,782人（1日8時間換算）は含んでおりません。
2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2020年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,266
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,177
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,721
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,064
株 式 会 社 千 葉 銀 行	775
株 式 会 社 り そ な 銀 行	742
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	370
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	113
株 式 会 社 伊 予 銀 行	105
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	89
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	43
株 式 会 社 常 陽 銀 行	27
愛 知 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	15

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,198,962株
 (自己株式 213,720株を含む)
 (3) 株 主 数 33,811名
 (4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 宇 宙	5,962	28.4
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,996	9.5
麒麟麦酒株式会社	1,000	4.7
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	1,000	4.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	737	3.5
平 辰	625	2.9
大 庄 従 業 員 持 株 会	430	2.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	420	2.0
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	343	1.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	336	1.6

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2020年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2020年8月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 寿	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 代表取締役会長 (株)光寿 代表取締役会長
専 務 取 締 役	青 柳 英 一	リ ス ク 統 括	(株)ディ・エス物流 取締役
常 務 取 締 役	野 間 信 護	管 理 本 部 長 兼 経 営 企 画 部 長 兼 関 連 事 業 室 長	米川水産(株) 監査役 (株)ディ・エス物流 取締役 (株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)光寿 取締役
取 締 役	市 川 誠 一	企 画 本 部 長 兼 広 報 室 長	
取 締 役	石 田 安 雄	営 業 本 部 長 兼 法 人 営 業 推 進 室 長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役
取 締 役	田 邊 隆 教	営 業 戦 略 本 部 長 兼 MD 開 発 部 長	(株)光寿 取締役
取 締 役	島 倉 俊 明	人 事 ・ 総 務 本 部 長 兼 不 動 産 事 業 部 長 兼 人 事 管 理 部 長	(株)光寿 監査役
取 締 役	三 浦 一 朗		
取 締 役	平 尾 覚		西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外 取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等に関する 第三者相談・調査委員会」 特別委員
常 勤 監 査 役	佐々木 芳 広		
監 査 役	寺 坂 史 明		株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
監 査 役	田 村 潤		100年プランニング株式会社 代表取締役 ナイス株式会社 社外取締役
監 査 役	内 山 義 雄		内山公認会計士事務所 所長 株式会社キビラ 取締役

- (注) 1. 取締役三浦一朗氏および平尾覚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役内山義雄氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役内山義雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
6. 2019年11月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役が異動しております。
- | | | | | | |
|----|-----|---|---|---|---|
| 就任 | 取締役 | 石 | 田 | 安 | 雄 |
| 就任 | 取締役 | 田 | 邊 | 隆 | 教 |
| 就任 | 取締役 | 島 | 倉 | 俊 | 明 |
| 退任 | 取締役 | 林 | 田 | 泰 | 徳 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	163百万円 (13百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	26百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (5名)	189百万円 (26百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。(1991年11月27日定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。(1991年11月27日定時株主総会決議)
3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) 社外役員 の 状 況

① 他 の 法 人 等 に お け る 業 務 執 行 者 、 社 外 役 員 の 兼 務 の 状 況 (2 0 2 0 年 8 月 3 1 日 現 在)

区 分	氏 名	他 の 法 人 等 に お け る 業 務 執 行 者 、 社 外 役 員 の 兼 務 の 状 況
取 締 役	三 浦 一 朗	
取 締 役	平 尾 覚	西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員
監 査 役	寺 坂 史 明	株式会社富士通ゼネラル 社外取締役 シチズン時計株式会社 社外取締役
監 査 役	田 村 潤	100年プランニング株式会社 代表取締役 ナイス株式会社 社外取締役
監 査 役	内 山 義 雄	内山公認会計士事務所 所長 株式会社キビラ 取締役

(注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当 事 業 年 度 に お け る 主 な 活 動 状 況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	三 浦 一 朗	当事業年度開催の取締役会においては、15回中15回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
取 締 役	平 尾 覚	当事業年度開催の取締役会においては、15回中15回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
監 査 役	寺 坂 史 明	当事業年度開催の取締役会においては、15回中15回に出席し、監査役会においては13回中13回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	田 村 潤	当事業年度開催の取締役会においては、15回中13回に出席し、監査役会においては13回中11回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	内 山 義 雄	当事業年度開催の取締役会においては、15回中15回に出席し、監査役会においては13回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- | | |
|---|-------|
| (1) 名称 EY新日本有限責任監査法人 | |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 31百万円 |
| (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |
| (4) 会計監査人の報酬額の同意について | |

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当期業績につきましては非常に厳しい結果となりました。加えて今後の見通しも依然として不透明であることから、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂くことになりました。株主の皆様には、ご期待に沿えない結果となってしまったことを心よりお詫び申し上げます。また、次期の配当予想につきましては現段階では未定とさせていただきます。

当社といたしましては今後、あらゆる手段を講じて早期に黒字転換を実現し、配当の再開を目指してまいりますので、株主の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,468	流動負債	7,723
現金及び預金	11,173	買掛金	1,324
売掛金	1,733	短期借入金	40
商品及び製品	539	1年以内返済予定長期借入金	3,198
原材料及び貯蔵品	121	1年以内償還予定社債	130
前払費用	589	リース債務	98
その他	358	未払金	1,613
貸倒引当金	△47	未払法人税等	115
		未払消費税等	376
		賞与引当金	376
		株主優待引当金	138
		店舗閉鎖損失引当金	4
		資産除去債務	14
		その他	291
固定資産	26,316	固定負債	16,943
有形固定資産	15,183	社債	685
建物及び構築物	9,343	長期借入金	11,272
機械装置及び運搬具	824	リース債務	546
工具・器具及び備品	487	退職給付に係る負債	1,886
土地	3,785	役員退職慰労引当金	182
リース資産	579	受入保証金	595
建設仮勘定	161	資産除去債務	1,218
無形固定資産	1,435	繰延税金負債	551
借地権	913	その他	5
ソフトウェア	385	負債合計	24,666
その他	137	純資産の部	
投資その他の資産	9,696	株主資本	15,977
投資有価証券	1,036	資本金	100
長期貸付	13	資本剰余金	18,740
差入保証金	5,577	利益剰余金	△2,612
敷延税金資産	2,890	自己株式	△250
その他	34	その他の包括利益累計額	152
貸倒引当金	185	その他有価証券評価差額金	157
	△40	土地再評価差額金	△5
繰延資産	15	非支配株主持分	2
社債発行費	15	純資産合計	16,133
資産合計	40,799	負債及び純資産合計	40,799

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上	高価	44,827
売上	原価	21,070
売上	総利益	23,756
販売費及び一般管理費	損失	27,068
営業外	収益	3,311
受取利息及び配当金	金額	21
貸倒引当戻入	金額	25
受取損害賠償	金額	16
受取賠償	金額	45
受償却債権の取立	金額	19
その他	金額	38
営業外費用	金額	166
支払利息	金額	36
減価償却費	金額	6
事業外費用	金額	24
その他	金額	40
経常利益	金額	108
特別利益	金額	3,253
固定資産売却益	金額	2
受取補償	金額	10
雇用調整助成金	金額	944
特別損失	金額	957
固定資産売却損	金額	23
固定資産除却損	金額	84
減損損失	金額	469
店舗関係整理損	金額	29
店舗閉鎖損失引当金繰入額	金額	4
固定資産圧縮損	金額	11
新型コロナウイルス感染症による損失	金額	2,826
税金等調整前当期純損失	金額	3,449
法人税、住民税及び事業税	金額	5,745
法人税等調整額	金額	122
当期純損失	金額	436
559		
6,304		
非支配株主に帰属する当期純利益	金額	3
親会社株主に帰属する当期純損失	金額	6,308

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月22日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年10月23日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役 佐々木 芳 広 (印)

社外監査役 寺 坂 史 明 (印)

社外監査役 田 村 潤 (印)

社外監査役 内 山 義 雄 (印)

以 上

計算書類

貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,894	流動負債	6,730
現金及び預金	8,680	買掛金	981
売掛金	818	1年以内返済予定長期借入金	3,184
商品及び製品	439	1年以内償還予定社債	130
原材料及び貯蔵品	116	一時預金	98
前払費用	562	未払法人税等	1,300
その他引当金	315	未払消費税等	115
	△39	賞与引当金	247
		株主優待引当金	250
		資産除損損失引当金	138
		店舗閉鎖の損失引当金	14
		その他	4
固定資産	26,520	固定負債	16,082
有形固定資産	14,374	社債	685
建物	8,750	長期借入金	11,247
機械及び装置	792	退職給付引当金	522
工具・器具及び備品	469	役員退職慰労引当金	1,617
土地	3,594	受入保証負債	132
建設仮勘定	565	資産除税去金	436
その他	161	繰延税の負債	1,139
無形固定資産	1,391	その他	296
借地権	913		5
ソフトウェア	344	負債合計	22,813
その他	133	純資産の部	
投資その他の資産	10,754	株主資本	14,464
投資有価証券	1,036	資本金	100
関係会社株	1,410	資本剰余金	18,560
差入保証	5,299	資本準備金	9,908
敷金	2,863	その他資本剰余金	8,652
その他引当金	180	利益剰余金	△3,946
	△36	利益準備金	176
		その他利益剰余金	△4,123
		別途積立金	1,909
		繰越利益剰余金	△6,032
		自己株式	△250
		評価・換算差額等	152
繰延資産	15	その他有価証券評価差額金	157
社債発行費	15	土地再評価差額金	△5
資産合計	37,430	純資産合計	14,616
		負債及び純資産合計	37,430

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		35,565
売上	原価		11,665
売上	総利益		23,899
販売費及び一般管理費	損失		27,101
営業外	収益		3,201
受取利息及び配当金		55	
貸倒引当金戻入額		26	
受取損害賠償金		16	
受償却債権の取立		42	
その他		19	
営業外費用		31	191
支払利息		35	
減価償却費		6	
事業支援		19	
その他		33	
経常	損失		94
特別	利益		3,104
固定資産売却益		2	
受取補償金		13	
雇用調整助成金		897	
特別	損失		913
固定資産売却損		23	
固定資産除却損		74	
減損損失		469	
店舗関係整理損		29	
閉店損失引当金繰入額		4	
固定資産圧縮損		11	
新型コロナウイルス感染症による損失		2,800	
税引前当期純損失			3,413
法人税、住民税及び事業税			5,604
法人税等調整額			116
当期純損失			408
			6,129

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月22日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の2019年9月1日から2020年8月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

議案および参考事項

第1号議案 利益準備金の額の減少および剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額6,032,905,373円を計上しております。

つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項および第452条の規定に基づき、利益準備金、別途積立金の全額およびその他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 減少する利益準備金に関する事項
 - (1) 減少する準備金の項目とその額
利益準備金 176,843,190円
 - (2) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 176,843,190円
 - (3) 利益準備金の減少が効力を生ずる日
2020年11月30日

2. 剰余金の処分にに関する事項
 - (1) 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,909,880,538円
その他資本剰余金 3,946,181,645円
 - (2) 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 5,856,062,183円
 - (3) 剰余金の処分の効力が生ずる日
2020年11月30日

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

第2号議案 取締役3名選任の件

現在の取締役、野間 信護氏および市川 誠一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役、青柳 英一氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (うち、持株会制度による株式数)
1	野間 信護 (1964年3月25日生)	1986年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 2013年4月 同行川崎法人営業部長 2014年4月 同行京浜法人営業部長 2015年4月 同行麴町法人営業部長 2017年5月 同行出向、当社管理本部副本部長 2018年5月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 2018年6月 (株)光寿取締役(現任) 2018年9月 当社執行役員管理本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2018年10月 (株)ディ・エス物流取締役(現任) 2018年10月 米川水産(株)監査役 2018年11月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2019年10月 (株)アサヒビジネスプロデュース取締役(現任) 2019年11月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長(現任)	2,297株 (697株)
2	※塚田 英紀 (1964年11月11日生)	1993年4月 (株)ノースウィンド(2004年5月(株)大運と合併し、(株)ディ・エス物流に商号変更) 設立時、専務取締役 2004年5月 (株)ディ・エス物流常務取締役 2015年10月 同社代表取締役社長(現任) 2019年9月 当社執行役員商品本部副本部長(現任)	0株
3	※亀田 昌則 (1976年7月12日生)	2003年11月 (株)BRISK入社 2011年1月 当社入社 広報室課長 2014年11月 当社広報室次長 2016年10月 当社企画宣伝部長 2019年3月 当社執行役員企画本部副本部長兼企画宣伝部長(現任)	0株

(注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.※は新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役4名のうち、佐々木 芳広氏は、本総会終結の時をもって退任されますので改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (うち、持株会制度による 株式数)
あおやぎ えいち ※青柳英一 (1954年10月24日生)	1978年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1996年6月 同行パリ支店長 1999年8月 同行東岡崎支店長 2001年5月 同行福岡支店長 2003年1月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 津島支店長兼法人営業部長 2005年1月 同行半田支社長 2006年10月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 監査部上席調査役 2008年3月 同行出向、当社総務部長 2008年9月 当社入社 総務部長 2009年3月 当社総務部長兼営業推進部長 2010年9月 当社執行役員総務部長兼営業推進部長 2013年11月 当社取締役総務部長 2014年9月 当社取締役総務部長兼社長室長 2014年11月 当社取締役総務本部長兼総務部長兼社長室長 2015年5月 当社取締役総務本部長兼社長室長 2015年9月 当社取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長兼社長室長 2015年12月 当社常務取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長兼社長室長 2017年9月 当社常務取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長 2019年3月 当社常務取締役人事・総務本部長兼営業戦略本部長 2019年11月 当社専務取締役 リスク統括(現任) 2020年10月 米川水産(株)監査役(現任) 2020年10月 (株)ディ・エス物流監査役(現任)	2,581株 (381株)

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. ※は新任監査役候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される青柳 英一氏、および任期満了により取締役を退任される市川 誠一氏に対し、在任中の功労に報いる為、当社の内規に基づき相当額の範囲において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あおやぎ えいいち 青 柳 英 一	2013年11月 当社取締役 2015年12月 当社常務取締役 2019年11月 当社専務取締役 現在に至る
いちかわ せいいち 市 川 誠 一	2018年11月 当社取締役 現在に至る

以上

第49回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
※前回の会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。

交 通：品川駅港南口（東口） 徒歩約10分

